第7回定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示事項

新 株 予 約 権 等 の 状 況 業務の適正を確保するための 体制及び当該体制の運用状況 連結株主資本等変動計算書 連 結 注 記 表 株主資本等変動計算書 個 別 注 記 表

第7期(2020年4月1日~2021年3月31日)

SREホールディングス株式会社

「新株予約権等の状況」、「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」、「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び定款第13条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載することにより株主の皆様に提供しております。

新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予 約権の状況

					第 1 回 新 株	予 約 権			
発 行 決 議 日					2015年12月2	1⊟			
新	株	約 権	\mathcal{O}	数		742個			
新株引	予約権の目的とな	る株式の種類	類と数(注	注2)	普通株式 (新株予約権1個につき	222,600株 300株)			
新株子	予約権の権利行使	時の払込金額	額 (注	2)	300円				
新株子	予約権の行使に際 2)	して出資さ	れる財産の	の価値	新株予約権1個当たり 910円 (1株当たり 304円)				
権	利 行	使	期	間	2016年1月29日から 2026年1月28日まで				
行	使	の	条	件	(注1)				
		監査等 役(社	委員でな 外役員を	い取締 除く)	新株予約権の数 目的となる株式数 交付者数	742個 222,600株 2名			
役員への交付状況		監査等 取締役	委員でな	い社外	新株予約権の数 目的となる株式数 交付者数	- 個 - 株 - 名			
		監査等	委員であ	る取締	新株予約権の数 目的となる株式数 交付者数	- 個 - 株 - 名			

- ※ 事業年度の末日(2021年3月31日)における内容を記載しております。
- (注) 1. 新株予約権の割り当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、以下の(1)から(6) の条件を全て満たす場合に限り、本新株予約権を行使できるものとする。
 - (1) 当社の普通株式が金融商品取引所に上場された日(以下、「上場日」という。)以降の次に掲げる期間において、行使する新株予約権の数(既に行使した本新株予約権の数を含む。)が、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権の数に次の各号に掲げる割合を乗じた数を超えないこと。但し、上場日が2025年4月1日以降となる場合には、上場日以降、全ての本新株予約権を行使することができるものとする。

- ① 上場日より1年が経過した日の属する事業年度 30%
- ② 上場日より2年が経過した日の属する事業年度 60%
- ③ ト場日より3年が経過した日の属する事業年度以降 100%
- (2) 2016年3月期乃至2020年3月期の当社損益計算書に記載の営業利益の金額が一度でも100百万円を超過したこと。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。
- (3) 本新株予約権の割当日後、本新株予約権の権利行使時までの期間において次に掲げる各事由のいずれも生じていないこと。
 - ① 行使価額を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合(払込金額が会社 法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。)。
 - ② 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合において、行使価額を下回る価格を対価とする当社普通株式の売買その他の取引が行われたとき(但し、資本政策目的等により当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。)。
 - ③ 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合において、当該金融商品取引所での上場日における当社普通株式の普通取引の終値が、 行使価額を下回る価格となったとき
 - ④ 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合において、各事業年度末日を基準日としてDCF法又は類似会社比較法等の方法により評価された当社普通株式の株式評価額が行使価額を下回ったとき(但し、株式評価額が一定の幅をもって示された場合、当社取締役会が株式評価機関と協議の上、本項への該当性を判断するものとする。)。
- (4) 新株予約権者が、本新株予約権の権利行使時においても、当社の取締役、監査役又は従業員(以下、まとめて「従業員等」という。)であること。但し、任期満了による退任、定年退職、その他の事由により新株予約権者が本新株予約権の権利行使時に従業員等でない場合であっても、当該新株予約権者の退任又は退職の事情及び当社への貢献度合いを勘案した結果、当該新株予約権者が従業員等でなくなった日から一年を経過する日までの間に限り、本新株予約権の権利行使を認めることに正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (5) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過しないこと。
- (6) 本新株予約権1個以上での行使であること。

2. 2019年7月31日開催の取締役会決議により、2019年8月20日付で普通株式1株につき3株の株式 分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類と数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

					第	3 🗆	新	株	予	約	権	
発 行 決 議 日						201	8年6	5月1	8⊟			
新	株 予	約	権	か 数						27	,650個	
新株分	予約権の目的と	普通株式 (新株予約	式 約権1個(こつき	<u>+</u>		82	,950株 3株))			
新株	予約権の権利	行使時の	払込金額	(注2)			400	0円				
新株子	予約権の行使に 2)	際して出	資される財	産の価額	新株予約権1個当たり 1,214円 (1株当たり 405円))			
権	利	Ī (!	吏 期	間	2018年8月6日から 2028年8月5日まで							
行	使	0	条	件			(注	1)				
監役			査等委員で (社外役員	ない取締 を除く)	新株予約 目的と7 交付者数	約権の数 なる株式 数	数			27 82	,650個 ,950株 2名	
役員への交付状況			査等委員で 締役	 ない社外	新株予約 目的と7 交付者数	約権の数 なる株式 数	 数				- 個 - 株 - 名	
		監役	査等委員で	 ある取締	新株予約 目的と7 交付者数	約権の数 なる株式 数	数				- 個 - 株 - 名	

- ※ 事業年度の末日(2021年3月31日)における内容を記載しております。
- (注) 1. 新株予約権の割り当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、以下の(1)から(7) の条件を全て満たす場合に限り、本新株予約権を行使できるものとする。
 - (1) 当社の普通株式が金融商品取引所に上場された日(以下、「上場日」という。)以降における行使であること。
 - (2) 上場日以降の次に掲げる期間において、行使する新株予約権の数(既に行使した本新株予約権の数を含む。)が、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権の数に次の各号に掲げる割合を乗じた数を超えないこと。但し、上場日が2027年4月1日以降となる場合には、上場日以降、全ての本新株予約権を行使することができるものとする。
 - ① 上場日より1年が経過した日の属する事業年度 30%
 - ② 上場日より2年が経過した日の属する事業年度 60%
 - ③ 上場日より3年が経過した日の属する事業年度以降 100%

- (3) 2019年3月期乃至2021年3月期の当社損益計算書に記載の営業利益の金額が一度でも400百万円を超過したこと。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。
- (4) 本新株予約権の割当日後、本新株予約権の権利行使時までの期間において次に掲げる各事由のいずれも生じていないこと。
 - ① 行使価額を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合(払込金額が会社 法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。)。
 - ② 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合において、行使価額を下回る価格を対価とする当社普通株式の売買その他の取引が行われたとき(但し、資本政策目的等により当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。)。
 - ③ 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合において、当該金融商品取引所での当社普通株式の普通取引の終値が、行使価額を下回る価格となったとき。
 - ④ 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合において、各事業年度末日を基準日としてDCF法又は類似会社比較法等の方法により評価された当社普通株式の株式評価額が行使価額を下回ったとき(但し、株式評価額が一定の幅をもって示された場合、当社取締役会が株式評価機関と協議の上、本項への該当性を判断するものとする。)。
- (5) 新株予約権者が、本新株予約権の権利行使時においても、当社の取締役、監査役又は従業員(以下、まとめて「従業員等」という。)であること。但し、任期満了による退任、定年退職、その他の事由により新株予約権者が本新株予約権の権利行使時に従業員等でない場合であっても、当該新株予約権者の退任又は退職の事情及び当社への貢献度合いを勘案した結果、当該新株予約権者が従業員等でなくなった日から一年を経過する日までの間に限り、本新株予約権の権利行使を認めることに正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。(6)本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過しないこと。
- (7)本新株予約権1個以上での行使であること。
- 2. 2019年7月31日開催の取締役会決議により、2019年8月20日付で普通株式1株につき3株の株式 分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類と数」、「新株予約権の行 使時の払込金額」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

					第	4 🗆	新	株	予	約	権
発	行		201	8年6	5月1	8⊟					
新	株 予	約 権	の	数						2	,000個
新株子	予約権の目的とな	普通株式 (新株予約	式 約権 1 個	につる	<u>+</u>		6	,000株 3株)			
新株子	予約権の権利行	使時の払込:	金額(注2	2)			40	0円			
新株予	ろ約権の行使に際!)	して出資され	る財産の個	額	新株予約 (1株当力	約権1個 たり	当たり	J		1	,214円 405円)
権	利 行	使	期	間	2020年6月19日から 2028年6月17日まで						
行	使	の	条	件			(注	1)			
		監査等委 役(社外	員でない取 投員を除く	(((()	新株予約 目的とな 交付者数	約権の数 なる株式 数	数				- 個 - 株 - 名
 役員への交付状況 		監査等委 切締役	員でない社	±外	新株予約 目的とな 交付者数	約権の数 なる株式 数	数				- 個 - 株 - 名
		監査等委	長員である取		新株予約 目的とな 交付者数	約権の数 なる株式 数	数			2, 6,	,000個 ,000株 1名

- ※ 事業年度の末日(2021年3月31日)における内容を記載しております。
 - (注) 1. 新株予約権の割り当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、以下の(1)から(5)の条件を全て満たす場合に限り、本新株予約権を行使できるものとする。
 - (1) 当社の普通株式が金融商品取引所に上場された日以降における行使であること。
 - (2) 2019年3月期乃至2021年3月期の当社損益計算書に記載の営業利益の金額が一度でも400百万円を超過したこと。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。
 - (3) 新株予約権者が、本新株予約権の権利行使時においても、当社の取締役、監査役又は従業員(以下、まとめて「従業員等」という。)であること。但し、任期満了による退任、定年退職、その他の事由により新株予約権者が本新株予約権の権利行使時に従業員等でない場合であっても、当該新株予約権者の退任又は退職の事情及び当社への貢献度合いを勘案した結果、当該新株予約権者が従業員等でなくなった日から一年を経過する日までの間に限り、本新株予約権の権利行使を

認めることに正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

- (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過しないこと。
- (5) 本新株予約権1個以上での行使であること。
- 2. 2019年7月31日開催の取締役会決議により、2019年8月20日付で普通株式1株につき3株の株式 分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類と数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

					第 5 回 新 株	予 約 権			
発	行	決	議	\Box	2019年7月2	6⊟			
新	株 予	約 権	∑	数		22,000個			
新株子	5約権の目的と7	よる株式の種	重類と数(注2)	普通株式 (新株予約権1個につき	66,000株 3株)			
新株子	予約権の権利行	使時の払う	込金額 (注 2)	1,967円				
新株予	予約権の行使に際 ?)	除して出資さ	(れる財産	の価額	新株予約権1個当たり 5,990円 (1株当たり 1,997円)				
権	利 行	使	期 間 2022年7月27日から 2029年7月26日まで			∃から ∃まで			
行	使	の	条	件	(注1)				
		監査等役(社	詳委員でな 上外役員を	い取締 除く)	新株予約権の数 目的となる株式数 交付者数	19,000個 57,000株 2名			
 役員への交付状況 		監査等 取締役	F委員でな と	い社外	新株予約権の数 目的となる株式数 交付者数	- 個 - 株 - 名			
		監査等	季員であ	る取締	新株予約権の数 目的となる株式数 交付者数	3,000個 9,000株 2名			

- ※ 事業年度の末日(2021年3月31日)における内容を記載しております。
- (注) 1. 新株予約権の割り当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、以下の(1)から(6) の条件を全て満たす場合に限り、本新株予約権を行使できるものとする。
 - (1) 当社の普通株式が金融商品取引所に上場された日(以下、「上場日」という。)以降における行使であること。
 - (2) 上場日以降の次に掲げる期間において、行使する新株予約権の数(既に行使した本新株予約権の数を含む。)が、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権の数に次の各号に掲げる割合を乗じた数を超えないこと。但し、上場日が2028年4月1日以降となる場合には、上場日以降、全ての本新株予約権を行使することができるものとする。
 - ① 上場日より2年が経過した日の属する事業年度 30%
 - ② 上場日より3年が経過した日の属する事業年度 60%
 - ③ 上場日より4年が経過した日の属する事業年度以降 100%

- (3) 当社損益計算書(連結損益計算書を作成している場合、連結損益計算書)に記載の営業利益の金額が、2020年3月期において560百万円、2021年3月期において650百万円及び2022年3月期において650百万円をそれぞれ超過したこと。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途、基準とすべき指標を取締役会にて定めるものとする。
- (4) 新株予約権者が、本新株予約権の権利行使時においても、当社の取締役又は従業員(以下、まとめて「従業員等」という。)であること。但し、任期満了による退任、定年退職、その他の事由により新株予約権者が本新株予約権の権利行使時に従業員等でない場合であっても、当該新株予約権者の退任又は退職の事情及び当社への貢献度合いを勘案した結果、当該新株予約権者が従業員等でなくなった日から一年を経過する日までの間に限り、本新株予約権の権利行使を認めることに正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (5) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過しないこと。
- (6) 本新株予約権1個以上での行使であること。
- 2. 2019年7月31日開催の取締役会決議により、2019年8月20日付で普通株式1株につき3株の株式 分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類と数」、「新株予約権の行 使時の払込金額」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

					第 7 回 新 株	予約権			
発	行	決	議	\Box	2020年3月1	9⊟			
新	株 予	約 権	の	数		454個			
新株予約権の目的となる株式の種類と数					普通株式 (新株予約権1個につき	45,400株 100株)			
新株	き予約権の権	利 行 使 時	の払込	金額	1,679円				
新株子	予約権の行使に際	して出資され	こる財産	の価額	新株予約権1個当たり 167,900円 (1株当たり 1,679円)				
権	利 行	使	期	間	2023年7月1日から 2030年3月31日まで				
行	使	0)	条	件	(注)				
		監査等額役(社会	委員でな 外役員を	い取締 除く)	新株予約権の数 目的となる株式数 交付者数	454個 45,400株 1名			
役員への交付状況		監査等勢 取締役	委員でな	い社外	新株予約権の数 目的となる株式数 交付者数	- 個 - 株 - 名			
		監査等	委員であ	る取締	新株予約権の数 目的となる株式数 交付者数	- 個 - 株 - 名			

- ※ 事業年度の末日(2021年3月31日)における内容を記載しております。
- (注) 新株予約権の割り当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、以下の(1)から(3) の条件を全て満たす場合に限り、本新株予約権を行使できるものとする。
 - (1) 本第7回新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、2021年3月期から2023年3月期までのいずれかの事業年度において当社の売上高が70億円を超過した場合、且つ、同期間のいずれかの事業年度において当社の営業利益が9億円を超過した場合に限り、本第7回新株予約権を行使する事ができる。なお、上記における売上高及び営業利益の判定においては、当社が提出した有価証券報告書に記載される連結損益計算書(連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書)における金額を参照するものとし、適用される会計基準の変更等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し有価証券報告書に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと当社取締役会が判断した場合には、当社は当該影響を排除すべく合理的な範囲内で適切な調整を行

- うことができるものとする。
- (2) 新株予約権者は、本第7回新株予約権を行使する時点において当社もしくは当社の関係会社の取締役、監査役もしくは従業員であることを要する。但し、当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。
- (3) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の法定相続人のうち1名(以下「権利承継者」という。)に限り、及び新株予約権者が死亡した日から1年を経過する日までの期間に限り、本第7回新株予約権を行使することができる。ただし、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は本第7回新株予約権を相続することができない。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対して交付した新株予約権の状況

				第 8 回 新 株 予 約 権
発 行	決	議	\Box	2020年3月19日
新株	予 約	権の	数	681個
新株予約権の)目的となるね	株式の種類	頁と数	普通株式 68,100株 (新株予約権1個につき 100株)
新株予約権	の権利行使	時の払込	金額	1,679円
新株予約権の行	使に際して出資	される財産の	の価額	新株予約権1個当たり 167,900円 (1株当たり 1,679円)
権利	行使	期	間	2023年7月1日から 2030年3月31日まで
行 使	0	条	件	(注)
割	当		先	第三者割当の方法により、発行した新株予約権の総数を信 託受託者 柿沼孝佳に割当てた。

- ※ 事業年度の末日(2021年3月31日)における内容を記載しております。
- (注) 新株予約権の割り当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、以下の(1)から(4) の条件を全て満たす場合に限り、本新株予約権を行使できるものとする。
 - (1) 本第8回新株予約権の割当を受けた者(以下、「受託者」という。)は、本第8回新株予約権を 行使することができず、受託者より本第8回新株予約権の付与を受けた者(以下、「受益者」ま たは「本第8回新株予約権者」という。)のみが本第8回新株予約権を行使できることとする。
 - (2) 受益者は、2021年3月期から2023年3月期までのいずれかの事業年度において当社の売上高が70億円を超過した場合、且つ、同期間のいずれかの事業年度において当社の営業利益が9億円を超過した場合に限り、本第8回新株予約権を行使することができる。なお、上記における売上高及び営業利益の判定においては、当社が提出した有価証券報告書に記載される連結損益計算書(連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書)における金額を参照するものとし、適用される会計基準の変更等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し有価証券報告書に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと当社取締役会が判断した場合には、当社は当該影響を排除すべく合理的な範囲内で適切な調整を行うことができるものとする。
 - (3) 受益者は、本第8回新株予約権を行使する時点において当社もしくは当社の関係会社の取締役、 監査役もしくは従業員であること、または当社もしくは当社の関係会社と顧問契約もしくは業務

委託契約を締結している関係にあることを要する。但し、当社取締役会が正当な理由があるもの と認めた場合にはこの限りではない。

(4) 受益者が死亡した場合、新株予約権者の法定相続人のうち1名(以下「権利承継者」という。) に限り、及び受益者が死亡した日から1年を経過する日までの期間に限り、本第8回新株予約権 を行使することができる。ただし、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は本第8回 新株予約権を相続することができない。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は2016年10月17日開催の取締役会において、以下のとおり「内部統制システム構築の基本方針」を決議しております(2019年5月9日開催の取締役会決議により一部改訂)。当社は、この方針に基づいて業務の適正を確保するための体制を整備・運用しております。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - a. 当社は、当社の全ての取締役、執行役員及びその他の使用人が遵守すべき基本的な内部 規範である「行動規範」及び重要な職務の遂行に関する社内方針・規則を、取締役、執行 役員及びその他の使用人へ継続的に周知し、必要に応じて啓発活動や研修を行っておりま す。
 - b. 当社は、コンプライアンス担当部署を設置し、コンプライアンス活動を継続的に推進するとともに、重要な問題が発生した場合は取締役会に報告するものとしております。
 - c. 当社は、法令や社内規則違反の予防・発見のため、通常の指揮命令系統から独立した内 部通報制度を構築・維持しております。
 - d. 当社は、反社会的勢力及び団体を断固として排除・遮断することとし、その関係排除に 取り組んでおります。
 - e. 当社は、監査等委員・会計監査人と連携・協力の上、業務の適正を確保するために必要 な体制を整備し、運用状況を監視・検証しております。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制 当社の取締役、執行役員及びその他の使用人は、その職務の遂行に係る文書その他の情報を、 法令及び「記録保管規程」に従い適切に保存及び管理しております。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の取締役、執行役員及びその他の使用人は、それぞれの担当領域において、定期的にリスクを検討・評価し、リスクの管理のため必要な体制(リスクの発見・情報伝達・評価・対応の仕組み等)の整備・運用を行っております。経営管理部門は、かかるリスク管理体制の整備・運用を横断的に推進しております。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - a. 取締役会は、取締役及び執行役員の職務分掌を定め、各取締役及び執行役員が責任を持って担当する領域を明確にしたうえで、業務執行の決定権限を取締役及び執行役員に委譲しております。
 - b. 取締役及び執行役員は、自己の担当領域に関する業務目標の達成を通じて当社全体としての経営目標の達成に努めております。また、業務執行にあたって、各々の職務を遂行するに際して自らと指揮命令関係にない他の取締役・執行役員の担当領域に影響を及ぼす場合には、当該取締役・執行役員と協議の上、当社にとって最適な選択肢を追求しております。
 - c. 執行役員は、「決裁規程」の定めるところに基づき代表取締役の承認のもと、下位の使用人に自らの権限の一部を委譲することができるとしております。
- ⑤ 当社及び連結子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - a. 当社は、当社及び連結子会社全体にとっての重要情報が当社及び連結子会社全体に共有され、適切な意思決定がなされることを確保するため、「決裁規程」及び「行動規範」を 遵守しております。
 - b. 当社は、当社の事前承認を要する事項、当社から決定権限を委譲された事項及び当社への報告が義務付けられた事項等を明文化した「決裁規程」を定め、当社及び連結子会社内に適宜周知・徹底しております。「決裁規程」により決定権限を委譲された者は、案件の目的、実施方法、費用、効果、リスクなどに関する十分な情報を入手のうえ、これらを評価し、当社及び連結子会社にとって最善の利益をもたらすと合理的に判断する内容の意思決定を行っております。
 - c. 以上のとおり、当社は、当社の連結子会社の状況について、適切に管理しております。
- ⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を求めた場合における当該使用人に関する事項 監査等委員会がその職務執行を補助する使用人(以下、「補助使用人」という。)を求めた 場合は、取締役会は、適任と認められる人員を置くことができるものとしております。補助使 用人は、監査等委員会の指示のもと、自ら、あるいは関連部門と連携して、監査の対象となる 事項の調査・分析・報告を行うとともに、必要に応じて監査等委員会を補佐して実査・往査を 行うものとしております。

- ⑦ 前号の使用人の取締役(監査等委員を除く。)からの独立性に関する事項 監査等委員会が補助使用人を求めた場合、その任免及び人事考課については、監査等委員会 の同意を必要とし、業務上の合理性が認められる範囲で取締役(監査等委員を除く。)及び執 行役員からの独立性が確保されるものとしております。
- ⑧ 監査等委員会のその職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項 取締役、執行役員及び使用人は、補助使用人の業務が円滑に行われるよう監査環境の整備に 協力するものとしております。
- ⑨ 取締役(監査等委員を除く。)及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制
 - a. 取締役(連結子会社の取締役を含み、監査等委員を除く。)、執行役員及びその他の使用人は、法令及び定款に定められた事項のほか、監査等委員会から報告を求められた事項について、速やかにこれを監査等委員会に報告するものとしております。
 - b. 取締役(監査等委員を除く。)、執行役員及びその他の使用人は、内部通報制度に対す る通報の内容及びその対応状況を、監査等委員会の求めに応じて開示・報告するものとし ております。
- ⑩ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、誠実に通報を行った取締役、執行役員及びその他の使用人を公正かつ丁重に扱うものとしております。また、通報者に対する一切の報復措置の禁止について定めると共に、通報者の匿名性を可能な限り維持することに努めるものとしております。

① 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員会は、監査等委員の職務の執行に関する活動計画及び費用計画を作成し、当社は、 係る活動計画及び費用計画に従い、監査等委員が行った活動に伴い発生した費用を負担しております。

- ② その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - a. 監査等委員は、社内の重要課題等を把握し、必要に応じて意見を述べることができるよう、取締役会その他の重要会議に出席する機会を確保しております。
 - b. 取締役(監査等委員を除く。)、執行役員及びその他の使用人は、監査等委員の監査に 必要な重要書類の閲覧、実地調査、取締役(監査等委員を除く。)等との意見交換等の監 査等委員の活動が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力しております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制の運用 状況の概要

コンプライアンス室を主管として、取締役及び使用人に対し、定期的な「行動規範」研修や インサイダー取引研修等コンプライアンス上必要な啓発活動を計画・実施しております。

また、上記啓発活動の計画・実施とともに、社内のコンプライアンス上の問題点をモニタリングしており、このモニタリングの結果は、定時(半期ごと)及び随時、経営会議及び取締役会に報告しております。

なお、監査等委員、会計監査人、コンプライアンス担当者及び内部監査担当者が定期的に意 見交換を行い、取締役及び使用人の業務の適正確保について検証を行っております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制の運用状況の概要情報の保存及び管理が適正に行われているか否かについては、内部監査担当者が内部監査時に確認を実施しております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制の運用状況の概要

代表取締役が指名するリスク管理委員会委員長をトップとするリスク管理委員会を少なくとも3ヶ月に1回開催し、リスクのモニタリング及びモニタリング結果に基づく対応策等につき協議・検討しており、リスクのモニタリング、評価、分析結果は少なくとも年1回以上代表取締役及び取締役会に報告しております。

リスク管理委員会には、業務ごとに部会(事業リスク部会、財務リスク部会、人事/労務リスク部会、情報システム及び個人情報に関するリスク部会)を設置し、各業務の担当者が部会の担当者として出席しており、横断的なリスク管理全般の有効性を検証しております。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の運用状況の概要 取締役の職務執行状況については、毎月1回PRM (Performance Review Meeting) 及び 取締役会で報告するものとしており、自己の担当領域に関する業務目標の進捗度合いを確認し ております。
- ⑤ 当社及び連結子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

連結子会社に派遣した役員を通じて全体的な方向性の統制を行うとともに、実務レベルにおいては、間接部門が連結子会社に対し適宜指示・補助を行っております。なお、連結子会社をコントロールするため、一定の重要事項については事前承認又は事前報告事項を実施させております。また、当社の内部監査担当部署が、年1回定期的に連結子会社に対し内部監査を実施しております。

⑥ 取締役(監査等委員を除く。)及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制の運用状 況の概要

監査等委員と監査等委員以外の取締役は、定期的にミーティングを行い、必要事項を随時監査等委員と共有しております。また、取締役(監査等委員を除く。)及び使用人は、内部通報制度に対する通報の内容及びその対応状況を、監査等委員会の求めに応じて開示・報告しております。

② その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制の運用状況の概要 監査等委員は、社内の重要課題等を把握し、必要に応じて意見を述べることができるよう、 取締役会その他の重要会議に出席しております。また、取締役(監査等委員を除く。)及び使 用人は、監査等委員の求めに応じ、監査等委員の監査に必要な重要書類の閲覧、実地調査、取 締役(監査等委員を除く。)等との意見交換等の監査等委員の活動が円滑に行われるよう、監 査環境の整備に協力しております。

連結株主資本等変動計算書

(2020年4月 1日から) (2021年3月31日まで)

(単位:千円)

				株	主 資	本	
	資	本	金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高		3,539	9,855	3,539,855	5,855	_	7,085,565
当連結会計年度変動額							
新 株 の 発 行		44	1,843	44,843			89,687
親会社株主に帰属する当期 純 利 益					667,021		667,021
自己株式の取得						△122	△122
株主資本以外の項目の当連結会計年度変 動 額 (純 額)							
当連結会計年度変動額合計		44	1,843	44,843	667,021	△122	756,586
当連結会計年度末残高		3,584	1,698	3,584,698	672,877	△122	7,842,152

	新株予約権	純資産合計
当連結会計年度期首残高	5,386	7,090,951
当連結会計年度変動額		
新 株 の 発 行		89,687
親会社株主に帰属する当期 純 利 益		667,021
自己株式の取得		△122
株主資本以外の項目の当連結会計年度変 動 額 (純 額)	32,349	32,349
当連結会計年度変動額合計	32,349	788,935
当連結会計年度末残高	37,735	7,879,887

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

- 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等
 - (1) 連結の範囲に関する事項
 - ① 連結子会社の状況

・連結子会社の数 1社

・主要な連結子会社の名称 SRE AI Partners株式会社

- (2) 持分法の適用に関する事項
 - ① 持分法を適用した関連会社の状況
 - 持分法適用の関連会社数

1 社

・主要な会社等の名称 株式会社マネジメント・シェルパ・ソリューション

- (3) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する注記 該当事項はありません。
- (4) 連結子会社の事業年度等に関する事項 連結子会社の事業年度の末日は、連結会計年度と一致しております。
- (5) 会計方針に関する事項
 - ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券 その他有価証券は時価のないものであり、移動平均法による原価法を採

用しております。なお、営業出資金として計上する匿名組合への出資金 については、その損益のうち当社グループに帰属する持分相当損益を「売 上高」又は「売上原価」に計上するとともに「営業出資金」を加減する

方法を採用しております。

ロ. たな卸資産 個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げ

の方法により算定)を採用しております。

- ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法
 - イ. 有形固定資産(リース資産を除く)

当社及び連結子会社は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物

10年~18年

その他

2年~10年

口. 無形固定資産(リース資産を除く)

当社及び連結子会社は定額法を採用しております。

ソフトウェア 利用可能期間(3年~5年)に基づく定額法によっております。

ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用してお ります。

③ 重要な引当金の計 ト基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、個別に回収可能性を勘案し、回収

不能見込額を計上しております。

口. 當与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当連結 会計年度負担額を計上しております。

④ のれん及び負ののれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、個別案件ごとに合理的に判断し、その効果が発現すると見積もられる期間の 定額法により償却を行っており、負ののれんについては、当該負ののれんが生じた連結会計年度の利益 として処理しております。

なお、持分法の適用にあたり、発生した投資差額についても、上記と同様の方法を採用しております。

- ⑤ その他連結計算書類の作成のための重要な事項
 - イ. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更

(「会計トの見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年 度の年度末に係る連結財務諸表から適用し、連結財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載して おります。

3. 重要な会計上の見積り

- (1) 販売目的で保有する不動産の評価
 - ① 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

たな卸資産

7,268,908千円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当社グループは、販売用不動産等について毎期正味売却価額をもとに評価し、期末における正味売却価額が帳簿価額よりも下落している場合には、当該正味売却価額をもって連結貸借対照表価額としております。

販売用不動産の正味売却価額の算定には、将来の販売価格、今後の不動産開発費用などの仮定を用いております。

将来の不動産販売には、政策の変更、不動産市況の変動、開発工事の遅延等のリスクがあり、計画通りの販売が実現できない等、当社グループに不利な状況が生じた場合、翌連結会計年度以降の連結財務諸表において簿価の切り下げが必要となる可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) たな卸資産の内訳

計	7,268,908千円
仕掛販売用不動産	3,615,661千円
販売用不動産	3,653,247千円

- (2) 担保に供している資産及び担保に係る債務
 - ① 担保に供している資産

販売用不動産	415,000千円
仕掛販売用不動産	2,364,500千円
 計	2,779,500千円

② 担保に係る債務

長期借入金	2,250,000千円
	2,912,000千円

(3) 有形固定資産の減価償却累計額

68,320千円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普诵株式

15.348,151株

(2) 当連結会計年度の末日における新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる株式の種類及び数

普诵株式

750,049株

6. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項
 - ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業計画に照らし必要な資金を調達しております。資金運用については短期的な預金 等に限定し、デリバティブ取引は行わない方針であります。

- ② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク 営業債権である売掛金等は、顧客の信用リスクに晒されております。 営業債務である買掛金及び未払金等は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。
- ③ 金融商品に係るリスク管理体制
 - イ. 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理 当社グループは、債権管理規定に従い、営業債権について、各事業部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。
 - ロ. 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払を実行できなくなるリスク)の管理 当社グループは、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するととも に、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。
- ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が 含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用 することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません((注)2.参照)。

				連結貸借対照表計上額	時 価	差額
(1)	現	金 及 び 預	金	2,637,195千円	2,637,195千円	-千円
(2)	売	掛	金	164,220	164,220	_
	資	産	計	2,801,415	2,801,415	_
(1)	買	掛	金	58,368	58,368	_
(2)	未	払	金	102,360	102,360	_
(3)	未	払	用	284,572	284,572	_
(4)	未	払 法 人 税	等	309,734	309,734	_
(5)	短	期借入	金	722,000	722,000	_
(6)	長	期借入	金	2,470,000	2,465,856	4,143
	負	債	計	3,947,035	3,942,892	4,143

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

イ. 資産

(1)現金及び預金、及び(2)売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

□. 負債

(1)買掛金、(2)未払金、(3)未払費用、(4)未払法人税等及び(5)短期借入金 これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿 価額によっております。

(5)長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

			区分		連結貸借対照表計上額		
(1)	営	業出		Ł	資	金	830,013千円
(2)	投	資	有	価	証	券	80,000
(3)	関	係	会	社	株	式	120,132

上記金融商品については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、 時価開示の対象としておりません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

						1年以内	1 年超 5 年以内	5年超 10年以内	10年超
現	金	及	Q,	預	金	2,637,195千円	-千円	-千円	-千円
売		扫	計		金	164,220	_	_	_
資		產	Ě		計	2,801,415	_	_	_

4. 借入金の連結決算日後の返済予定額

					1年以内	1 年超 5 年以内	5年超 10年以内	10年超
短	期	借	入	金	722,000千円	-千円	-千円	-千円
長	期	借	入	金	_	2,470,000	_	_

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たりの純資産額

510円95銭

(2) 1株当たりの当期純利益

43円81銭

8. 重要な後発事象に関する注記

(株式取得による子会社化)

当社は、2021年3月31日開催の当社取締役会決議に基づき、九州シー・アンド・シーシステムズ株式会社(以下「QCCS」)の全株式を取得する株式譲渡契約書を同日付で締結し、2021年4月1日付でQCCSの全株式を譲り受けたことにより、QCCSを当社の完全子会社といたしました。

1. 株式取得の目的

当社によるQCCS子会社化の目的は以下のとおりであります。

- (1) 当社グループが手掛ける金融機関等向けクラウドツールをQCCSの幅広い顧客に販売
- (2) QCCSのエンジニアリング力を活用した当社グループ開発ケイパビリティの強化(ニアショア活用による外部委託費削減、開発ノウハウの流出防止)と当社グループの顧客へのシステム開発提案の強化
- (3) 「QCCSの深い業界知見・顧客のニーズ把握力」と「当社グループテクノロジー」を掛け合わせた QCCS既存プロダクツの改善、新商品の開発及びAIコンサルティングの提供

2. 株式を取得した会社の概要

(1) 名 称 九州シー・アンド・シーシステムズ株式会社

(2) 所在地 福岡県福岡市中央区赤坂一丁目5番11号

(3) 代表者の役職・氏名 代表取締役社長 永野 宏司

(4) 事業内容 人事ソリューションツール、営業サポートシステムの開発等

(5) 資本金 80百万円 (注) (注) 株式取得時の資本金額であります。

(6) 設立年月日 1987年4月1日

3. 株式取得の時期

(1)基本合意書締結日2021年1月29日(2)株式譲渡契約締結日2021年3月31日(3)株式譲渡実行日2021年4月1日

4. 取得株式数及び取得前後の所有株式の状況

(1) 異動前の所有株式数 0株 (議決権の数: 0個) (所有割合: 0%)

(2) 取得株式数 702株 (議決権の数: 702個)

(3) 異動後の所有株式数 702株 (議決権の数: 702個) (所有割合: 100.0%)

- 5. 主要な取得関連費用の内容及び金額 アドバイザリー費用等 31百万円
- 6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳 現時点では確定しておりません。
- 7. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間 現時点では確定しておりません。

なお、取得価額については株式取得の相手先が個人であるため開示しておりませんが、客観的な基準に 基づき当社が算定した合理的な価格として決定・合意いたしました。

9. その他

(消費税等の会計処理)

従来、たな卸資産に係る控除対象外消費税等につきましては費用として処理しておりましたが、当社グループのたな卸資産に係る控除対象外消費税等の重要性を鑑みた結果、当連結会計年度よりたな卸資産に係る控除対象外消費税等を個々のたな卸資産の取得原価に算入しております。当該変更に伴う当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益は139,324千円増加しております。

株主資本等変動計算書

(2020年4月 1日から) (2021年3月31日まで)

(単位:千円)

				株	主	資	本	
				資 本 乗	第 金		割余金	
	資	本 🔄	_F		次士利人人	その他利益 剰余金	지꾸레스스	自己株式
		. 4 1		資本準備金	資本剰余金 合 計	繰越利益 剰余金	利益剰余金合 計	
当期首残高		3,539,85	5	3,539,855	3,539,855	△276,000	△276,000	_
当期変動額								
新株の発行		44,84	.3	44,843	44,843			
当期純利益						420,021	420,021	
自 己 株 式 の 取 得								△122
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当期変動額合計		44,84	.3	44,843	44,843	420,021	420,021	△122
当期末残高		3,584,69	8	3,584,698	3,584,698	144,020	144,020	△122

	株主資本株主資本合計	新株予約権	純資産合計
当 期 首 残 高	6,803,709	5,386	6,809,095
当期変動額			
新株の発行	89,687		89,687
当期純利益	420,021		420,021
自己株式の取得	△122		△122
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)		32,349	32,349
当期変動額合計	509,586	32,349	541,935
当期末残高	7,313,295	37,735	7,351,031

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 資産の評価基準及び評価方法
 - ① たな卸資産

主に個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

- ② 有価証券
- (イ) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
- (ロ) その他有価証券

時価のないもの 移動平均法による原価法

なお、営業出資金として計上する匿名組合への出資金については、その損益のうち当社に帰属する持分相当損益を「売上高」又は「売上原価」に計上するとともに「営業出資金」を加減する方法

- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産 (リース資産を除く) 定額法によっております。
 - ② 無形固定資産 (リース資産を除く) 定額法によっております。

なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法によっております。

- (3) 引当金の計上基準
 - ① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金 従業員への賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 消費税及び地方消費税の会計処理

税抜方式を採用しており、資産に係る控除対象外消費税等は取得原価に算入し、それ以外は発生年度の費用としております。

2. 表示方法の変更

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度の年度末に係る財務諸表から適用し、財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

3. 重要な会計上の見積り

- (1) 販売目的で保有する不動産の評価
 - ① 当事業年度の財務諸表に計上した金額 連結財務諸表に同様の内容を注記しているため、省略しております。

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当社は、販売用不動産等について毎期正味売却価額をもとに評価し、期末における正味売却価額が帳簿価額よりも下落している場合には、当該正味売却価額をもって貸借対照表価額としております。

販売用不動産の正味売却価額の算定には、将来の販売価格、今後の不動産開発費用などの仮定を用いております。

将来の不動産販売には、政策の変更、不動産市況の変動、開発工事の遅延等のリスクがあり、計画通りの販売が実現できない等、当社に不利な状況が生じた場合、翌事業年度以降の財務諸表において簿価の切り下げが必要となる可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) たな卸資産の内訳

販売用不動産	3,653,247千円
仕掛販売用不動産	3,615,661千円
 計	7,268,908千円

(2) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

販売用不動産	415,000千円
仕掛販売用不動産	2,364,500千円
計	2,779,500千円

② 担保に係る債務

計	2.912.000千円
長期借入金	2,250,000千円
短期借入金	662,000千円

(3) 有形固定資産の減価償却累計額 67,911千円(4) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 短期金銭債権 19,052千円

短期金銭債務19,052十円短期金銭債務67,934千円長期金銭債務40.894千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高34,000千円その他の営業取引高98,653千円営業取引以外の取引による取引高9千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当会計年度の末日における自己株式の種類及び総数

普通株式 31株

7. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は下記のとおりであります。

	当事業年度 (2021年3月31日)
繰延税金資産	
賞与引当金	36,828千円
賞与引当金社会保険料	5,187
前受金	19,942
未払事業税	14,972
未確定債務	48,838
控除対象外消費税	16,929
その他	14,199
繰延税金資産小計	156,898
評価性引当金	△8,424
繰延税金資産合計	148,473
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△6,468
繰延税金負債合計	△6,468
繰延税金資産(負債)の純額	142,005

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当事業年度 (2021年3月31日)
法定実効税率	30.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.9
住民税均等割	1.2
評価性引当額の増減	1.2
その他	2.0
税効果会計適用後の法人税等の負担率	37.0

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社

(単位:千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容 (注1)	取引金額	科目	期末残高
子会社	SRE AI Partners 株式会社	(所有)割合 100.00%	業務委託先 資金借入先 役員の兼任	ソフトウエ アの開発業 務委託 資金の借入 利息の支払	134,202 300,000 9	ソフトウエ ア仮勘定 未払金 -	47,005 27,336 – –

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 資金の借入について、利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。
- (注2) 取引金額には消費税を含めておりません。

(2) その他の関係会社の子会社

(単位:千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容 (注1)	取引金額	科目	期末残高
その他の関係会社の子会社	ヤフー株式会社	なし	共同開発契 約の締結等	共同開発に 係る経費等 の立替	251,248	流動資産 その他	45,232

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 価額等の取引条件は、市場の実勢価格等を参考にして、その都度交渉の上で決定しております。
- (注2) 取引金額及び期末残高には消費税等を含めております。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たりの純資産額

476円49銭

(2) 1株当たりの当期純利益

27円59銭

10. 重要な後発事象

連結計算書類の「連結注記表 (6. **重要な後発事象に関する注記)**」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

11. その他

(消費税等の会計処理)

従来、たな卸資産に係る控除対象外消費税等につきましては当期の費用として処理しておりましたが、当社のたな卸資産に係る控除対象外消費税等の重要性を鑑みた結果、当会計年度よりたな卸資産に係る控除対象外消費税等を個々のたな卸資産の取得原価に算入する方法へ変更することにいたしました。当該変更に伴う当会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益は139,324千円増加しております。